

令和5年1月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第1号	久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則 について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第2号	久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に 関する規程について・・・・・・・・	3
議案第3号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第4号	令和5年度久喜市一般会計予算(案)に係 る意見聴取について・・・・・・・・	8
議案第5号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	9

議案第 1 号

久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則について

久喜市公民館条例施行規則を、別紙のとおり廃止することについて
議決を求める。

令和 5 年 1 月 2 0 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市公民館条例施行規則を廃止する規則

久喜市公民館条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第35号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による廃止前の久喜市公民館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、久喜市コミュニティセンター条例施行規則（平成22年久喜市規則第185号）の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第2号

久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程について

久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程について、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和5年1月20日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程

(設置)

第1条 久喜市における公民館事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）

第22条に規定する公民館の事業をいう。以下同じ。）を推進し、もって社会教育の振興を図るため、教育委員会事務局に公民館事業運営委員（以下「運営委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 運営委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 次条に掲げる地区ごとに実施する社会教育に関する公民館事業の企画及び運営に関すること。
- (2) その他社会教育の推進に資すること。

(運営委員の設置及びその地区の区域)

第3条 運営委員は、次の地区ごとに置くものとし、それぞれの地区の区域は次のとおりとする。

地区名	区域
久喜中央地区	久喜小学校、本町小学校及び久喜北小学校の通学区域
江面地区	江面小学校の通学区域
久喜東地区	太田小学校及び久喜東小学校の通学区域
青葉地区	青葉小学校及び青毛小学校の通学区域
清久地区	清久小学校の通学区域
菖蒲地区	菖蒲地区における小学校の通学区域
栗橋地区	栗橋地区における小学校の通学区域
鷺宮地区	鷺宮地区における小学校の通学区域

(定数)

第4条 運営委員の定数は、各地区において10人以内とする。

(任用)

第5条 運営委員は、第2条の職務を行うに適すると認められる者のうちから、久喜市教育委員会が採用する。

(職務上の地位)

第6条 運営委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 運営委員の報酬及び費用弁償は、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜市条例第10号)の定めるところによる。

(勤務日数及び勤務時間)

第8条 運営委員の勤務日数及び勤務時間は、週3日以内かつ週18時間以内とし、その勤務日及び勤務時間の割り振りは、久喜市教育委員会生涯学習課長が行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、運営委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 1 月 2 0 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育長職務代理の項中「35,000円」を「57,000円」に改め、同部委員の項中「33,000円」を「55,000円」に改め、同表公共交通検討委員会の項、休日夜間急患診療所運営委員会の項及び休日夜間急患診療所の部を削り、同表学校薬剤師の項中「70,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

令和5年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので議決を求める。

令和5年1月20日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第5号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市市民大学・高齢者大学運営委員会委員
- 2 久喜市社会教育委員

